

統合に伴い、下水道使用料金の算出方法が変更となります

●農業集落排水の場合（月額固定）

住居の場合、居住者の人数に応じて使用料金が計算されます。

下水道使用料=基本料金 1,650 円+（居住者の人数× 660 円）



●公共下水道の場合（月額変動 ※1カ月の使用水量が10m³までは固定）

上水道の使用水量に応じて、下水道の使用料金が計算されます。

下水道使用料=基本料金 1,320円(10m³含む)+(10m³を超えた水量から1m³につき×132円)

※井戸水を下水道に排水する場合は、井戸水の使用水量も含まれます。

※農業用水や他の用途で大量に水を使用する場合は、申請などにより減額できる場合があります。

※使用料金の徴収時期については、農業集落排水使用時と変更ありません。

上水道料金を併せて上下水道料金として毎月 23 日（土日祝日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座から引き落とします。納付書払いの場合は毎月末（土日祝日の場合は翌営業日）までにお支払いください。

下水道メーターの使用料が必要です

現在、下水道メーターを設置されている方について、令和 4 年（2022 年）4 月使用分（5 月引き落とし分）より、下水道使用料金とは別に下水道メーター使用料金を徴収します。

下水道メーター使用料金については、下の表のとおりです。

メーターの使用料金	
口径	料金
20 mm まで	110 円
25 mm	231 円
30 mm	385 円
40 mm	440 円

今までの上下水道料金に
下水道メーター使用料金が
加算されます。

